

標準処理期間の未設定理由

番号 14

| | |
|-----------|-------------------------------|
| 処 分 名 | 市の権限に係る県指定史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可等 |
| 根 拠 法 令 名 | 愛媛県文化財保護条例 |
| 条 項 | 第42条第1項 |
| 所 管 課 | 文化財課 |

【標準処理期間を未設定とした理由】

事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間を設定することが困難である。